## 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類による対象業種

して足切り40に日本保毕生未刀類による対象未性				
日本標準産業分類(大分		日本標準産業分類(中分		備考
類)		類)		
分 類	業種	分 類	業種	
CODE		CODE		
Ι	卸売業、小売業	5 6	各種商品小売業	
I	卸売業、小売業	5 7	織物・衣服・身の	
			回り品小売業	
I	卸売業、小売業	5 8	飲食料品小売業	
I	卸売業、小売業	5 9	機械器具小売業	
I	卸売業、小売業	6 0	その他の小売業	
M	宿泊業、飲食サー	7 6	飲食店	
	ビス業			
M	宿泊業、飲食サー	7 7	持ち帰り・配達飲	
	ビス業		食サービス業	
N	生活関連サービ	7 8	洗濯・理容・美	洗濯業、洗濯品取扱業、理容業、美容業、
	ス業、娯楽業		容・浴場業	エステティック業、リラクゼーション
				業、ネイルサービス業に限る
N	生活関連サービ	7 9	その他の生活関	旅行代理店、衣服裁縫修理業、写真プリ
	ス業、娯楽業		連サービス業	ント・現像・焼付業 に限る
N	生活関連サービ	8 0	娯楽業	フィットネスクラブに限る。
	ス業、娯楽業			
0	教育•学習支援業	8 2	その他の教育、学	博物館、美術館、教育訓練施設、学習塾、
			習支援業	教養・技能教授業に限る。
P	医療・福祉	8 3	医療業	療術業で保険対象となる診療を行って
				いない事業者に限る。

<sup>※</sup> 対象業種であれば、フランチャイズチェーン方式も補助対象となります。 ただし、対象業種であっても、事務所・倉庫のみに使う場合には補助対象となりません。